

# 政務活動費成果報告書

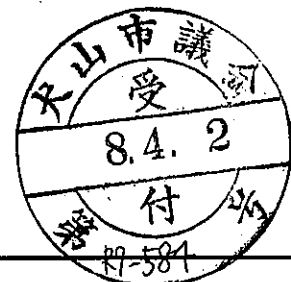
令和8年4月2日

犬山市議会  
議長 大沢 秀教 様

議員名 光清 毅

下記のとおり、政務活動費により行政視察の成果を報告いたします。

(1) 年 月 日	令和8年3月30日(月)
(2) 場 所	・東京都千代田区 参議院議員会館
(3) 形 態	会派 (創 犬 会)
(4) 内 容	かわまちづくり支援制度について 別紙のとおり
(5) 成果・提言	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在、犬山市が進めている「かわまちづくり」について、国土交通省の担当者から直接聞くことができ、その支援内容をよく理解することができた。</li><li>・犬山市のかわまちづくり計画においては、木曾川河畔遊歩道整備や親水護岸工事、階段・スロープの改修が予定されているが、実施にあたっては、河川管理者と十分に協議を行い、事業費を十分に検討してもらいたい。</li><li>・あわせて、かわまちづくり計画の推進にあたっては、関係する民間事業者（例えば名古屋鉄道等）の参入を積極的に考えてもらいたい。</li></ul>



政務活動費成果報告書別紙

かわまちづくり支援制度について

説明者 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

課長補佐 寺田 勝一

河川環境調整係長 大石 兼史

○内容

- ・かわまちづくりは、2つの観点から進められている。
  - 地域の活性化（地域交流機会の増加、観光客の増加）
  - 地域ブランドの向上（地域認知度の向上）
- ・かわまちづくり支援制度は、地域の「かわまちづくり」の取組みを河川管理者が支援する制度で、推進主体（市町村等）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を実施する。

①ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進をする。
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援する。

②ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安心・安全に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援する。
- ・かわまちづくりの支援制度は、平成21年度の制度創設以降、毎年10～20件程度が登録されており、令和7年8月時点で303件となっている。
- ・河川空間のオープン化については、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の条件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。

令和5年5月より、更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する「R I V A S I T E」を始動した。※内容としては、占用期間満了後の更新を保証、民間事業者による占用範囲の拡大

河川空間のオープン化の事例：とんぼりリバーウォーク（道頓堀川）、水辺のオープンカフェ（広島県京橋川）、信濃川やすらぎ堤（信濃川）等